

川崎市中心部リハビリテーションセンター

(井田在宅支援室)

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和2年8月

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

目 次

1 はじめに	1 ページ
2 施設の概要	2 ページ
(1) 当該施設について	
(2) 福祉センター跡地活用施設について	
3 指定期間	2 ページ
4 指定管理業務に要する経費	2 ページ
5 応募資格・条件	2 ページ
(1) 応募資格	
(2) 応募条件	
6 応募手続き	3 ページ
(1) 募集要項等の配布	
(2) 質問の受付・回答	
(3) 公募説明会	
(4) 現地見学会について	
(5) 応募の受付	
7 応募に係る留意事項	4 ページ
(1) 募集要項等の承諾	
(2) 接触の禁止	
(3) 応募書類の変更等の禁止	
(4) 虚偽の記載をした場合の失格	
(5) 応募書類の取扱い	
(6) 応募の取下げ	
(7) 応募に関する経費負担	
8 選定方法	5 ページ
(1) 選定機関等	
(2) プレゼンテーションの実施	
(3) 現地視察の実施	
(4) 選定基準	
(5) 選定結果の通知及び公表	
9 協定に関する事項	5 ページ
(1) 協定の締結	
(2) 協定の主な内容	
(3) 協定締結前における指定等の取消	
10 川崎市と指定管理者のリスク分担	6 ページ
11 モニタリング・評価等の実施	6 ページ
(1) 事業報告書等の提出	
(2) モニタリングの実施	
(3) 実績の評価等	
(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置	
(5) 実績評価の反映	

1 2	指定管理開始に係る準備と業務の引継ぎ	7 ページ
1 3	業務の継続が困難になった場合の措置	7 ページ
1 4	指定管理者制度に関する留意事項	7 ページ
	(1) 関係法令の遵守	
	(2) 業務の一括委託の禁止	
	(3) 行政手続きの準用	
	(4) 情報公開及び個人情報の保護	
	(5) 守秘義務	
	(6) 業務の継続性の確保	
	(7) 災害時等の施設利用	
	(8) 物品の管理	
	(9) 市税等について	
1 5	募集及び選定スケジュール	9 ページ
1 6	その他	9 ページ

1 はじめに

今後のさらなる高齢化の進展による医療・介護ニーズの増大に対応するため、国における社会保障制度改革によって、医療・看護・介護・福祉・生活支援などのケアを地域において一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。川崎市では、こうしたケアを必要とするのは高齢者だけではなく、障害者や子どもも同様であることから、「全ての地域住民」を対象とした地域包括ケアシステムの構築を推進することとしています。

また、障害者施策においては、平成20年度に北部リハビリテーションセンター、平成28年度に中部リハビリテーションセンターを整備する等、障害者の地域生活を支えるために必要なリハビリテーションを地域の身近な生活の場で提供していく体制づくりを計画的に進めており、令和3年度の南部リハビリテーションセンターの整備をもって、全市の地域リハビリテーション推進体制が完成することとなります。

こうした高齢者・障害者施策の経緯を踏まえ、本市では、今般の新しい施設の整備を契機として、年齢や疾病・障害の種別を問わない全世代・全対象型ケアシステムと、在宅・地域での生活を支援する保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制を構築することにより、地域リハビリテーション施策を展開していくこととしました。リハビリテーションとは、身体機能の回復だけではなく、食事や排せつといった生活動作や、掃除や洗濯といった生活活動、生きがいや役割づくりといった社会参加など生活全体を対象として、様々な生活のしづらさを解消・軽減するためのものであり、本市では、こうした活動を地域の中の生活の場で展開していくことを目指しています。

地域リハビリテーションは、リハビリ専門職だけがリハビリを実施するのではなく、生活全体がリハビリとして機能するよう、様々な支援やサービスにリハビリの支援を組み込んでいくことが必要であり、多様な職種や施設・事業所、さらには家族やボランティアといった当事者の生活に関わるあらゆる人々が担い手となります。このため本市では、総合リハビリテーション推進センターにおいて、支援のあり方を検討する調査研究や施設・事業所間の連携調整、専門職の人材育成に取り組むとともに、市内3ヶ所の地域リハビリテーションセンターにおいて、高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な相談・評価・判定や支援方法の検討・調整を行いながら、関係者・関係機関が一体となって地域リハビリテーションを提供できる様々な働きかけを行っていくこととしています。したがって、今回公募する中部リハビリテーションセンター在宅支援室には、支援やサービスの提供主体としてのみならず、地域の様々な主体の連携拠点として、地域全体の支援やサービスの質の向上に貢献していく役割を果たすことが求められており、これまで以上に幅広い視野と専門的なスキルが必要とされる位置づけとなります。

この募集要項は、以上のことを踏まえ、中部リハビリテーションセンターの井田在宅支援室の指定管理者として、主体的な創意工夫と効率的・効果的な管理運営のもと、利用者への良好なサービスと地域連携の取組を継続的に提供することができる事業者を広く一般公募するものです。

2 施設の概要

(1) 当該施設について

名 称	川崎市中部リハビリテーションセンター 井田在宅支援室
設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
設置場所	川崎市中原区井田 3-16-1
施設名等	井田障害者センター（在宅支援室） (822.9 m ² 、2階)
主な指定 管理業務 ※詳細は「仕様書」を参照	・すべての障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 ・障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。 ・訪問による各種相談支援、専門評価、介助方法の指導、個別機能訓練、動作訓練、補装具及び座位保持装置の作成、住環境整備、福祉用具の紹介・評価に関すること。
開所日 及び 休所日等	【開所日】月曜日～金曜日 【利用時間】午前8時30分～午後5時 【休所日】①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律の規定に基づく休日 ③12月29日～翌年1月3日（②に掲げる日を除く。）
備 考	・井田障害者センターには、障害者更生相談所及び精神保健福祉センター分室の機能を有しますが、当該機能に係る業務は、指定管理業務ではありません。

*別紙1及び「仕様書」もあわせて参照してください。

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 指定管理業務に要する経費

- (1) 本施設は指定管理料金方式により運営するため、指定管理料が指定管理者の収入となります。
- (2) 指定管理料は、応募時の提案額に基づき、本市予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定します。支払い時期や額、支払い方法等は、年度ごとに協定で定めます。

なお、指定管理料の上限額は以下のとおりです。

(指定管理料上限額) 年額 76,952,000円

- (3) 指定管理業務を本市が仕様書に示した水準どおりに実施する中で、経費の縮減など指定管理者の努力によって生み出された余剰金は、原則として精算による返還は求めません。逆に、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、指定管理料による補填は行いません。

5 応募資格・条件

(1) 応募資格

ア 法人であること。

※複数の法人により形成する共同事業体も含みます。

イ 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定によって、市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。

エ 市から指名停止処分を受けていない者であること。

オ 法人又はその代表者が市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者であること。
キ 市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者であること。

なお、次の場合には、排除措置の対象となります。

- (ア) 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- (イ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- (ウ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- (エ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- (オ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(2) 応募条件

- ア 共同事業体で応募する場合は、構成する全ての法人が前記の応募資格を満たしていることとします。
- イ 共同事業体で応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ウ 単独で応募した法人は、他の共同事業体応募の構成法人になることはできません。
- エ 複数の共同事業体において、同時に構成法人になることはできません。
- オ 応募書類受付期間終了後の、共同事業体構成法人の変更はできません。

6 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和 2 年 8 月 1 8 日（火）から 9 月 2 5 日（金）（開庁日に限る。）
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 配布場所 川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
ソリッドスクエア西館 1 0 階（川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地）
なお、仕様書等は、川崎市ホームページにも掲載します。

(2) 質問の受付・回答

- ア 受付期間 令和 2 年 8 月 2 4 日（月）から 9 月 4 日（金）午後 5 時まで
- イ 受付方法 「質問書」（様式 1 0）により、電子メールで受け付けます。
※電話、来訪による御質問にはお答えできませんので御注意願います。
- ウ 回答方法 質問に対する回答は、公平性を確保するため、ホームページに随時掲載します。
なお、質問受付期間を過ぎてからの質問には一切回答いたしません。

(3) 現地見学会（希望される法人のみ）

公募に関する説明会及び現地見学会を希望される法人等は、8 月 2 1 日（金）午後 5 時までに「公募説明会及び現地見学会参加申込書」（様式 1 1）を健康福祉局障害保健福祉部障害計画課までメール等で提出してください。

(4) 応募の受付

- ア 受付期間
令和 2 年 9 月 1 6 日（水）から 2 5 日（金）（開庁日に限る。）
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
※ あらかじめ、電話で日時を予約したうえで、応募書類を持参してください。郵送による提出はできません。また、応募書類に不足、不備がある場合は受け付けできない場合がありますので御注意ください。
- イ 受付場所

ソリッドスクエア西館 10 階（川崎市幸区堀川町 580 番地） 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

ウ 応募書類の提出部数

正本 1 部、写し 15 部を御持参ください。また、提出すべき応募書類一式を PDF 形式で CD-R 1 枚に保存し、御持参ください。提出すべき応募書類については、**別紙 2**を参照してください。

7 応募に係る留意事項

（１）募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

（２）接触の禁止

指定管理者の審査に係る選定評価委員会委員、川崎市職員その他公募の関係者に対して、本件についての接触を禁じます。接触の事実が認められたときは、失格となる場合があります。

（３）応募書類の変更等の禁止

提出期間終了後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認められません。

ただし、本市から、書類の不足、不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ追加資料の提出を求める場合は、この限りではありません。

（４）虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（５）応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

なお、応募書類は、川崎市情報公開条例（平成 13 年条例第 1 号）の対象となります。

また、選定された法人等の提案内容は市が公表できるものとします。

（６）応募の取下げ

応募書類の提出後応募を取り下げる場合は、速やかに応募取下げ書（様式 12）を健康福祉局障害計画課まで提出してください。

（７）応募に関する経費負担

応募に関して必要となる経費は、すべて応募法人等の負担とします。

8 選定方法

（１）選定機関等

学識経験者等を委員として構成する指定管理者選定評価委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等を踏まえた提案に基づき審査を行い、その審査結果を参考に、市長が最終決定します。その後、議会の議決を経て、本市が指定します。

（２）プレゼンテーションの実施

令和 2 年 10 月中旬に開催予定の指定管理者選定評価委員会の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細については、別途調整の上お知らせします。

（３）現地視察の実施

指定管理者選定評価委員会の評価にあたっては、応募法人等が運営する他の施設の運営実績を踏まえた判断をする必要があることから、他の施設を運営している場合は原則として現地視察を行い、運営状況を確認するものとします。

（４）選定基準

選定基準及び配点（**別紙 3**）に基づき審査を行います。

（５）選定結果の通知及び公表

選定結果については応募者全員に通知します。

また、選定結果（応募者名、指定管理予定者の概要、指定管理予定者として選定された法人等の主な提案内容、審査結果（選定基準ごとの得点）等）は、本市ホームページで公表します。

9 協定に関する事項

（１）協定の締結

指定管理予定者が、議会の議決によって指定管理者として承認された後、本市は指定管理者と細目協議を行い、協議成立後、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を締結します。

（２）協定の主な内容

- ア 協定の有効期間、管理業務内容に関する事項
- イ 事業計画及び事業報告書に関する事項
- ウ 管理者の配置、原状変更、事故等に関する事項
- エ 施設、設備、物品の管理に関する事項
- オ 管理に要する費用及び支払いに関する事項
- カ 利用許可に関する事項
- キ 引継ぎに関する事項
- ク 情報の公開に関する事項
- ケ 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 情報セキュリティに関する事項
- サ 損害賠償に関する事項
- シ リスク分担に関する事項
- ス 不十分な業務の実施に対する指定管理料の減額に関する事項
- セ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ソ モニタリング・評価に関する事項
- タ 行政手続きの準用に関する事項
- チ 作業報酬の支払いに関する事項 ※
- ツ コンプライアンスに関する事項
- テ 業務の継続性の確保に関する事項
- ト 利用料金に関する事項
- ナ 保険の付保に関する事項
- ニ その他市長が必要と認める事項

※ 指定管理業務は、川崎市契約条例に定める「特定業務委託契約」に該当する業務であるため、川崎市と指定管理者が締結する協定書に、作業報酬に関する規定を設けるものです。

（３）協定締結前における指定等の取消

指定管理予定者又は指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理予定者としての選定、又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。その場合、本市はその旨を指定管理予定者又は指定管理者に通知し、選定時における第２順位の法人等を指定管理予定者として協定の締結に向けた協議を行うものとします。

- ア 川崎市議会において、指定の議案が否決されたとき
- イ 指定管理者として不適当と認められる事情が生じたとき
- ウ 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき
- エ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- オ 財務状況の悪化等により、管理業務等の履行が確実でないと認められるとき

10 川崎市と指定管理者のリスク分担

本市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方は次のとおりです。リスク分担の詳細について

は、協定の締結時に定めることとします。

《リスク分担の考え方》

種 類	内 容	負 担	
		指定管理者	川崎市
サービスリスク	サービスの質の変動に関するリスク	○	
利用者リスク	利用者数の変動に関するリスク	○	
収入リスク	収入の変動に関するリスク	○	
維持管理リスク	良好な施設状態の維持に関するリスク	○	
施設所有者リスク	事業期間中に必要な改修等を実施することに関するリスク		○
予算リスク	予算確保に関するリスク		○
不可抗力リスク	地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症の流行、テロリズム等人災の発生リスク	○	○
法令変更リスク	法令(税制を含む)の変更に関するリスク	○	○
物価変動リスク	物価の変動(インフレ・デフレの双方)に関するリスク	○	
	予測不可能な物価・金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるをえない場合	協議	

1 1 モニタリング・評価等の実施

(1) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、同年5月末までに、事業報告書、要望・苦情等対応表、利用者満足度調査報告書、資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録等を市に提出するものとします。その様式等の詳細については、本市と協議して定めるものとします。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、サービスの質の確保の確認やサービス改善のため、アンケートの実施等により利用者から意見や要望等を収集し、セルフモニタリングを実施することとします。

また、本市は指定管理者の業務の遂行や実績を確認するため、モニタリングを行います。セルフモニタリング及びモニタリングの詳細については、市と協議して定めるものとします。

(3) 実績の評価等

本市は、事業報告書、要望・苦情等対応表、利用者満足度調査報告書等を基に、指定管理者が事業計画書に基づき提供した業務の適正な実施及びその水準を確認するため、実績評価を行い、評価結果等について本市ホームページで公表します。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などについて、基準を満たしていないと判断した場合、本市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

これに従わないとき、又は管理継続が適当でないと民間活用推進委員会で認めるときは、業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定の取消等の措置を講じることがあります。

(5) 実績評価の反映

指定管理業務の毎年度の評価結果を次期選定時の評価に反映します。毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」の割合を合計し、その合計を評価を受けた年数で除して得られる平均割合を選定時の総配点に乗じて得られる点を「実績評価点」として加減点します。

【反映の例】指定期間 5 年のケース

評価ランク：1 年目 **C**、2 年目 **B**、3 年目 **B**、4 年目 **C**

選定時の総配点：**1 0 0 点**の場合

1 年目	⇒	C	0 %	}	$(0 \% + 5 \% + 5 \% + 0 \%) \div 4 \text{ (年間)} = \mathbf{+ 2. 5 \%}$
2 年目	⇒	B	+ 5 %		
3 年目	⇒	B	+ 5 %		
4 年目	⇒	C	0 %		

5 年目 ⇒ 最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入

総配点 1 0 0 点 × **+ 2. 5 %** = 2. 5 点 を「実績評価点」として加点する。

評価ランク	実績反映
A	+10 %
B	+ 5 %
C	0 %
D	− 5 %
E	−10 %

1 2 指定管理開始に係る準備と業務の引継ぎ

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日からの管理開始が円滑に行われるよう、指定後、本市及び関係機関との協議を積極的に行ってください。
- (2) 市内事業者から利用者を引き継ぐにあたっては、利用者に与える影響に配慮し、管理開始前に十分な業務引継ぎを行うものとします。
- (3) 指定期間終了に伴い次の指定管理者への引継ぎを行う場合には、指定期間終了前に文書及び実務担当者等による現場説明を十分行うものとし、資料作成、説明等引継ぎに必要な経費は指定管理者の負担とします。
- (4) 指定の取消しにより、次の指定管理者等に業務を引き継ぐ場合についても、円滑な引継ぎを実施するとともに、必要な経費は指定管理者の負担とします。

1 3 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰す事由により業務の継続が困難となった場合において、利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、指定管理者は、本市の監督の下で業務を継続する義務があります。

1 4 指定管理者制度に関する留意事項

(1) 関係法令の遵守

業務を行うに当たって、関係する法令等がある場合はそれらを遵守するものとします。

＜主な関係法令＞

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- イ 身体障害者福祉法
- ウ 知的障害者福祉法
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- カ 老人福祉法
- キ 介護保険法
- ク 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

- ケ 児童福祉法
- サ 児童虐待の防止等に関する法律
- カ 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例
- キ 地方自治法
- ク 川崎市情報公開条例
- ケ 川崎市個人情報保護条例
- コ 川崎市行政手続条例
- サ 川崎市契約条例
- シ その他当該施設の管理運営及び事業実施に関して本市が定める要綱・要領等
- ス その他関係法令

(2) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は主な業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務の一部（清掃業務、警備業務、設備保守点検など）を第三者に委託することができます。

その場合、市内業者（川崎市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者を活用してください。

(3) 行政手続きの準用

指定管理者は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び川崎市行政手続条例（平成 7 年川崎市条例第 37 号）の行政庁として法令の規定に基づいた運営を行うとともに、施設の利用者等へ指導を行う場合には、本市の機関に準じた対応を行うものとします。

(4) 情報公開及び個人情報の保護

指定管理者は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）に基づき、管理業務に係る情報の公開に関し、市の機関に準じた措置を講ずるものとします。

また、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）に基づき、個人情報について、適正な維持管理を行うものとします。

(5) 守秘義務

指定管理者は、業務の遂行に当たり知り得た内容を第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的で使用してはいけません。指定期間が終了した後も同様とします。

(6) 業務の継続性の確保

指定管理者は、地震、風水害、新型インフルエンザ等の感染症の流行その他の災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における本市の業務の継続性を確保するために市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、業務の継続性の確保に努めるものとします。

(7) 災害時等の施設利用

災害時等において、市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、本施設を使用する必要がある場合は、本市の指示により管理を行うものとします。

(8) 物品の管理

指定管理者に貸与する物品については、川崎市物品会計規則第 6 条及び第 11 条に基づき、適切に管理することとします。

(9) 市税等について

指定管理者により本市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人にかかる市民税、事業者が行う事業にかかる事業所税等について、課税の対象となる場合があります。詳しくは財政局市民税管理課へお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

15 募集及び選定スケジュール

項 目	時 期
-----	-----

募集要項等の配布	令和2年8月18日（火）～9月25日（金）
質問の受付	令和2年8月24日（月）～9月4日（金）
公募説明会および現地見学会	令和2年8月21日（金）までに申込み
応募書類の受付	令和2年9月16日（水）～9月25日（金）
指定管理者選定評価委員会による審査	令和2年10月中旬
審査結果の通知	令和2年11月上旬（予定）
指定管理者の指定	令和2年12月議会
準備期間	令和3年1月1日～令和3年3月31日
指定管理業務の開始	令和3年4月1日

<お問合せ先>

川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア10階

（郵便物送付先は、〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

電 話（044）200-2654（直通）／FAX（044）200-3932

電子メール：40syokei@city.kawasaki.jp